

のみを先にせんとすることを慎んでもらはねばならぬ。

嘆願條項

一 共済組合規程一部改正せられたし

回答 共済組合規程の改正に付ては目下審議中なるも嘆願の趣旨は大體認容し難し

説明 共済組合は組合員の増加に伴ひ評議員定数の増加之れが選出方法其の他従來の専況に敏し不適當と認められたる部分の改正に關し豫て審議中にして近日成案を得る見込であるが救済機關たるの機能を發揮せんとする當局の立場に於ては其事業の參與機關たる評議員の過半数を従業員を選出とするが如きは當否ならざる嘆願なるを以て全然不同意である

二 親和會常任評議員に非乗務を認められたし

回答 認容し難し
説明 車庫の増設に伴ひ親和會の事業擴大されたるも其の常任評議員をして常時車掌又は運轉手の乗務を免じ親和會に専任する迄の事務なし、従來の如く必要に應じ其の都度命令を以て定むれば充分なり

三 住宅手当支給せられたし

回答 支給し難し
説明 公舎中無料のものあるは職務上之に居住せしむる必要より來れるものにして所謂義務公舎に屬するものである其の他の公舎に在りては大體普通借家料を標準として料金を定め居れるが故に公舎に居住せざる者との間にさしたる不權衡なし殊に嘆願の如く住宅手当を支給するとせば一ヶ年約拾萬四千金の多額を要するが故に今日の市電經濟にては到底之を容るゝ餘地なし

に付月収額の百分の一即ち日給の三割三分の給與を受け合計日給の八割三分となり之に軍除から受ける給與を併せれば大約日給全額となるのである

八 工務従業員にケツプ支給及外套貸與規程改正せられたし

回答 改正し難し
説明 現在工務従業員には二ヶ年毎に外套を支給して居るが毎年一着づゝはなれば使用に堪へぬとは認められぬ、兩具の如きも合羽を貸與して居るのであつて之をケツプに代へる事は業務上却て不便である

九 増車せられたし

回答 本項は回答の限に在らざるも事情の許す限り増車の意思であること附言し置く

説明 吾が横濱市電の運轉車數は現にラッシュアワー一七七十臺運轉である固より六大都市中最少數であることは事實であるが、乗客數も亦最少數であつて一車一軒平均の乗客數僅かに四人の割合である、即ち他都市に比し乗客から考ふれば配車が寧ろ多い位である、然し乍ら市民の利便の爲めには事情の許す限り増車をして而して日ノ出町櫻木町隣の線路や堀田武藏寺線、渡間町平沼、舊横濱驛前線線路の完成に従ひ運轉系統の統制を圖り相互孤立的系統の線路利用と相俟て交通の圓滑を期する覺悟である、只如何に増車をしても現在のやうな放縱な運轉の仕方では何にもならぬ、即ち前の車に二臺も三臺も結行して空車で走らしてかうと云ふやうな事は却て市民の不愉快を買ふ許りで座々市民から當局に注意を受くる處であつて此の點は誠に遺憾に堪へぬと思ふに市街の電車は此の車間距離の平均を保つと云ふ事が最大の要件で自己擔當の電車は前と後の電車との間に置くことを理想とせなくてはならぬ、之れは何も六つかしに車では無いのであつて、運轉手も車掌も其の心して頭の動きに依り設備を充分に發揮すること、が出来たる筈で、是れに一舉手一投足の勞であると信ずる、是れは各員の努力に依り是非勵行して貰ひたい、爲めにせん

として標準時を定め而も其の一割迄遅延することは之を認める制度であり又正確な勤務觀念に依つて運轉の正確、圓滑を期せんとんが爲めに運轉、早退の取扱を勵行せんとするに過ぎない、即ち眞面目に勤務に勉勵するものに於て生活上及職業中の不安なを有るべき筈がない、試みに具體的に説明するならば

- (1) 精勤手当は即ち精勤に對する手當で遅刻者を精勤者の取扱が出来ぬ、休暇に關しては一ヶ月に二日の缺勤があつても影響せぬと云ふやうな規定も、現行規定は恐らくは他に無いであらう、其の上に向遅刻者を寛大にする事は出来ぬ、賃與、車廻り難動務の成績を考査する以上遅刻を度外することが出来ぬ、要するに忠實に勤務を遂行せん爲め遅刻者なからしめんとするもので決して濫りに懲罰を課する趣旨では無い
- (2) 所要時分支給の制度は従來の實際にし實際の所要時分を算出すること困難にして時守事に堪へず、標準時間制に改めたる物なれば此際改むるの意なき
- (3) 賃發業一ヶ月運算の規定は従來所定の勤務時分を爲さずして日給を得んとするもの、積出し其の詳情は到底取極困難にして制度の改正に依つて之を防止する外途なしし認めたるに依り、水き交通の妨礙に依り又は相合せ乗務の事故のたつて依り其他之に類する種類の事由があつて當局業務の都合上乗務を爲さしめざるが爲め一日の勤務時間が所定の時數に満たざる場合は通算の規定より除外せらるる事勿論である、之は殊に運轉手日報に掲載明示したる通り
- (4) 朝第一回乗車前に於ける待合せ時間を減らすべく減する爲め他日待合せ時間増しを致むべきも凡そ待合せ時間を乗務時間以外に於て一日に付別に二時を附與する規定は固より之等の待合せ時間を含んで考慮したものである

十二昇級規程を制定發表せられたし

回答 認容し難し
説明 昇級は各人の勤務振舞に應じて行はるゝものであるから之を機械的に制定發表する意思なし以上

昭和四年六月二十五日

横濱市電氣局長

永田兵三郎